

改正

昭和61年4月1日

昭和62年4月1日

昭和63年4月1日

平成元年4月1日

平成2年4月1日

平成3年4月1日

平成4年4月1日

平成5年4月1日

平成6年4月1日

平成7年3月25日

平成8年4月1日

平成9年4月1日

平成10年4月1日

平成11年4月1日

平成12年4月1日

平成13年4月1日

平成14年4月1日

平成15年4月1日

平成16年4月1日

平成17年4月1日

平成18年1月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成20年9月13日

平成21年3月28日

平成23年1月22日学則第5号

平成23年3月24日学則第7号

平成24年1月25日学則第2号

平成25年3月29日学則第3号

平成26年3月22日学則第5号

平成26年5月24日学則第3号

平成26年12月20日学則第5号

平成27年1月31日学則第9号

平成27年3月20日学則第13号

平成27年3月20日学則第15号

平成28年1月23日学則第6号

創価女子短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、創立者池田大作先生の建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、高等学校教育の基礎のうえに实际的な専門教育を施すとともに、全人的な人間形成をはかることを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価の項目、実施体制等については別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(名称)

第2条 本学は、創価女子短期大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は、東京都八王子市丹木町1丁目236番地にこれを置く。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科、収容定員及び学科の目的)

第4条 本学の学科及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
現代ビジネス学科	150名	300名
英語コミュニケーション学科	100名	200名

2 各学科の人材養成の目的は、別表第1のとおりとする。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、休学期間はこれに算入しない。

2 学生は、4年を越えて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月15日まで

(2) 後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学創立記念日4月2日

(4) 夏季休業8月1日から9月15日まで

(5) 冬季休業12月25日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業翌年2月1日から3月31日まで

2 前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を設けることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第9条 授業科目を、現代ビジネス学科は地球市民教養科目、専門科目、専門スキル科目に分ち、英語コミュニケーション学科は、地球市民教養科目、専門科目に分ち。

2 本学において授業する科目及び単位数は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第9条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

(授業計画の明示)

第10条 本学は学生に対し、毎学年の授業開始前に、各科目の担当者、授業の方法や内容、年間の授業計画及びその他の必要事項を明示する。

(履修科目の登録)

第11条 学生は毎学期の始めに、所定の期日までに履修しようとする科目を届出なければならない。

2 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(卒業に必要な単位数)

第12条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

学科別卒業単位数		卒業単位数	
科目		現代ビジネス学科	英語コミュニケーション学科
地球市民教養科目	必修	9 単位	9 単位
	選択必修	4 単位	4 単位
	選択	9 単位	9 単位
	計	22単位	22単位
専門科目	必修	10単位	14単位
	選択	30単位	26単位
	計	40単位	40単位
合計		62単位	62単位

※：特に単位数については定めない

2 前項各科目の履修方法については別に定める。

3 他の学科に属する科目を選択履修しようとする者は、別定の手続を経て許可を受けなければならない。ただし、6 単位を上限とし、当該学科の専門科目（選択）に算入する。

(既修得単位の取扱)

第12条の2 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した者の既修得単位について、教育上有益と認めるときは本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、地球市民教養科目の単位として、合計15単位を越えない範囲で行う。
- 3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(創価大学の授業を履修し修得した単位の取扱い)

第12条の3 創価大学の授業を履修し修得した単位について、教育上有益と認めるときは本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(単位の計算)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間若しくは30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間若しくは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上を組み合わせで行う場合は、原則として講義及び演習1時間の授業に対し、実験、実習及び実技は2時間の授業をもって相当とみなし、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第5章 試験及び卒業

(単位の認定)

第14条 履修した科目の単位認定は、原則として試験による。

- 2 試験は、授業した科目について学期末に行う。ただし、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りではない。
- 3 前項の定期試験のほかに、臨時に試験を行うことがある。

(試験の方法)

第15条 試験の方法は、筆記試験、口述試験、論文試験、実技試験又は実習試験の5種とする。

- 2 やむを得ない事由のため、定期試験を受けることができなかった者については追試験を行うこ

とがある。

(受験資格)

第16条 学生は、履修登録した科目について、試験を受けることができる。

2 授業時数の3分の1を超えて欠席した者は、定期試験を受けることができない。

(成績)

第17条 試験の成績は、④、A+、A、B+、B、C+、C及びDの8級に分ち、④、A+、A、B+、B、C+、Cを合格とし、Dを不合格とする。ただし、教授会が認めた特定の科目については、PとFの2級に分ち、Pを合格とし、Fを不合格とする。

2 試験に合格した者には、所定の単位を認定する。ただし、学費未納の者には単位を認定しないことがある。

3 不合格の科目については、再試験を行うことがある。

4 前3項の成績の取扱いについては、別に定める。

5 入学以前に取得した資格等の単位認定並びに専門科目の海外研修科目及び資格認定科目、創価大学における科目履修の特別講義の成績評価はRとする。

(卒業)

第18条 本学に2年以上在学して、第12条に定める授業科目及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第18条の2 前条により卒業した者には、本学学位規則の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、休学、退学、転学及び留学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の課程を修了した者（通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者も含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の

当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある
と認めた者

(入学願書)

第21条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表第4に定める入学検定料を添えて提出
しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(入学の選考方法)

第22条 入学の選考は、試験その他の方法による。

(入学に関する手続等)

第23条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学納金及び本学の指定する
書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を怠った者は、入学許可を取り消すものとする。

(保証人)

第24条 入学を許可された者が提出する在学誓約書の保証人は1名とする。その保証人は親権者若
しくはそれに準ずる者とする。

2 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

3 保証人が姓名を変え、又は転居したときは、速やかにその旨を届出なければならない。

4 死亡、転居その他の事由により保証人がその資格を失ったときは、直ちに保証人を定め、改め
て在学誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第25条 休学しようとする者は、所定の手続を経て、許可を受けなければならない。

2 病気を理由とする休学願いには、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学期間が満了した時点で、復学となる。

(休学の期間)

第26条 休学の期間は、1学期または1年間（2学期）とする。なお、やむをえない事由がある場
合は、期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は、通算2年（4学期）を越えるこ
とはできない。

(退学)

第27条 退学しようとする者は、所定の手続を経て願い出て、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第28条 願いにより本学を退学した者が再入学を希望する時は、選考のうえ入学を許可することがある。

2 この場合退学前に修得した単位の全部又は一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

3 再入学の場合の資格、時期その他の必要な手続などは別に定める。

(転学)

第29条 他の大学に転学を志望する者は、所定の手続を経て、その許可を願い出なければならない。

(留学)

第30条 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関において修学することを志望する者は、許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、第18条に定める在学年数に含めることができる。

3 第1項の規定により留学して修得した単位又は成果のうち、教授会が適当と認めたものは、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、認定できる単位数の限度は15単位とする。

4 留学に関する手続その他については別に定める。

(学費未納退学等)

第31条 次の各号の一つに該当する者は、教授会の議を経て学長が退学を命じる。

- (1) 第5条に定める在学年限を越えた者
- (2) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 所定の期間中に履修登録を行わなかった者

2 前項により退学を命ぜられた者の当該学期の単位認定は行わない。また当該学期は在学期間に算入しない。なお、再入学については別に定める。

第7章 職員組織

(教員組織)

第32条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、及び助手を置く。

2 前項の教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。

- 3 本学に、副学長及び副学長補を置くことができる。
- 4 前3項の教員は、次の職務に従事する。
 - (1) 学長は大学全般の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - (2) 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - (3) 副学長補は、学長及び副学長の職務を補佐する。
 - (4) 教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - (5) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
 - (6) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な職務に従事する。
- 5 本学に、名誉学長、名誉副学長、名誉教授、客員教授、顧問及び参与を置くことができる。
- 6 本学の教員は、本学が定める役割を分担し、かつ連携して組織的な教育を行うことに努めるものとする。

(学科長)

第33条 各学科に学科長を置く。

- 2 学科長は、学長を補佐し、当該学科の諸事項を管掌する。

(各種委員会)

第34条 本学に、学長の諮問機関として各種委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する規程は別に定める。

(事務職員)

第35条 事務職員は、学長の命をうけて、大学の事務全般をつかさどる。

- 2 事務職員に関する規程は別に定める。

第8章 教授会

(教授会)

第36条 本学に教授会を置く。学長は教授会を招集し、議長となる。

- 2 教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成
- (4) 教員の教育研究業績の審査

- 3 教授会については、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(成立)

第37条 教授会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。ただし教員の教育研究業績の審査に関する重要事項については、3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

(議決)

第38条 教授会の議決は、出席構成員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

第9章 入学金、授業料その他の学費

(学費)

第39条 本学の入学金、授業料その他の学費は、別表第5のとおりとする。

2 在学中授業料その他について変更のあった場合には、改定された金額を納付しなければならない。

3 学費は、学年の始めに納入しなければならない。ただし、学費の分納を願い出た者については、前期及び後期授業開始時の2回に分納することができる。

(学費の減免)

第40条 学業優秀な者に対しては、学費を減免することがある。

2 経済的事由その他やむを得ない事情があると認められた者に対しては、学費の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 休学中の学費は、在籍料として年間休学の場合6万円、半年休学の場合3万円とし、他の費目については免除する。

(退学等の学費)

第41条 学期の中途において、退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除く以外、その学期の学費を納めなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第42条 学年の途中で卒業する場合の学費は、別に定める。

(学費の返還)

第43条 いったん納めた学費は、返還しない。ただし、学年の学費を全額納付した者が、前期中に退学した場合、後期分の学費は返還する。

第10章 賞罰

(表彰)

第44条 人物、学業ともに優秀な者には、所定の手続を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第45条 本学の諸規則に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、所定の手続を経て懲戒する。

2 懲戒は、その情状によって戒告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する学生につきこれを行うことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 正当な理由なくして、出席常でない者

第11章 科目等履修生、外国人学生

(科目等履修生)

第46条 科目等履修生として、1科目又は数科目の履修を志望する者は、学生の履修の妨げのない限り、選考のうえ許可することがある。

2 科目等履修生の諸納付金は、別表第6のとおりとする。

3 科目等履修生で当該科目の試験を受けたい者は、受験することができ、希望者には当該科目の単位修得証明書を交付する。

4 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第47条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考のうえ入学を許可することがある。

2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第48条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第13章 厚生保健施設

(その他の厚生補導施設)

第49条 本学に厚生補導のための施設として保健室、食堂、学生相談室等を置く。

2 学生相談室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日)

1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 第21条第1項及び第29条第3項の検定料については、昭和61年度入学志願者から、又第47条第2項第1号の選考料については、昭和61年度志願者から、それぞれ適用する。

附 則（昭和62年4月1日）

- 1 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、昭和61年以前に入学した学生に係る第12条第1項第4号及び別表第1、別表第2、別表第3の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年4月1日）

- 1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、昭和62年以前に入学した学生に係る別表第2、別表第3の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、昭和63年以前に入学した学生に係る別表第2、別表第3の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成元年以前に入学した学生に係る別表第3の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第21条第1項及び第29条第3項の検定料については、平成2年度入学志願者から、又第47条第2項の(1)選考料(2)登録料(3)聴講料については、平成2年度志願者からそれぞれ適用する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営科	人 200	人 350	人 200	人 400	人 150	人 350

英語科	200	300	200	400	100	300
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

- 3 本学則施行の際、平成2年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2、別表第3の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成3年以前に入学した学生に係る別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第21条第1項及び第29条第3項の検定料については、平成4年度入学志願者から、又第47条第2項の科目等履修生の諸納付金については、平成4年度志願者から、それぞれ適用する。

附 則（平成5年4月1日）

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成4年以前に入学した学生に係る別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月1日）

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成5年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月25日）

- 1 本学則は平成7年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成6年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日）

- 1 本学則は平成8年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成7年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月1日）

- 1 本学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成8年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日）

- 1 本学則は平成10年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成9年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月1日）

- 1 本学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成10年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年4月1日）

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 経営科並びに英語科については、第4条及び附則（平成3年4月1日）にかかわらず平成12年度から平成16年度の入学定員は、次のとおりとする。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経営科	195名	190名	185名	180名	175名
英語科	190名	180名	170名	160名	150名

附 則（平成13年4月1日）

- 1 本学則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 本学則施行の際、平成12年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 本学則は平成14年4月1日から施行する。
- 2 経営科並びに英語科については、第4条（未施行 平成15年4月1日施行）及び附則（平成12年4月1日）にかかわらず、平成14年度から平成16年度の入学定員は、次のとおりとする。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経営科	185名	155名	150名
英語科	170名	135名	125名

- 3 本学則施行の際、平成13年以前に入学した学生に係る別表第1、別表第2の適用については、本学則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成15年4月1日）

本学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

本学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

本学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月1日）

本学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

本学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

本学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

本学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月13日）

本学則は平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月28日）

本学則は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月22日学則第5号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日学則第7号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月25日学則第2号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日学則第3号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月22日学則第5号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月24日学則第3号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月20日学則第5号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月31日学則第9号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日学則第13号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日学則第15号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月23日学則第6号）

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

各学科の人材養成の目的

（1） 現代ビジネス学科は、次のことを教育目的とする。

ア 現代的な経営センスとビジネス実務能力を有する人材を養成する。

イ 情報化・グローバル化社会に対応する能力を有する人材を養成する。

ウ 現代ビジネスにおける問題発見・分析能力を有する人材を養成する。

（2） 英語コミュニケーション学科は、次のことを教育目的とする。

ア 実践的な英語教育により幅広い教養を身につけ、英語コミュニケーション能力を備えた人材を養成する。

イ 実践的な英語教育を通して、グローバル社会に貢献できる人材を養成する。

ウ ICT (Information Communication Technology)
教育を通して論理的思考を養い、情報の収集、分析、発信のできる人材を養成する。

別表第2

現代ビジネス学科開設授業科目

別紙

別表第3

英語コミュニケーション学科開設授業科目

別紙

別表第 4

検定料

(単位：円)

試験の種類	各学科	備考
公募推薦入学試験	33,000	検定料33,000円の内訳を受験料20,000円、 選考料13,000円とする。公募推薦入試の不 合格者が一般入試を受験する場合の検定 料は、受験料を免除し、受験学科数分の選 考料とする。
一般入学試験	33,000	
創価学園 推薦入学試験	33,000	
外国人学生・帰国学生入学試験	33,000	

別表第 5

(1) 入学金

(単位：円)

項目	各学科	備考
入学金	200,000	入学時のみ。但し、再入学は免除する。創 価大学別科出身者は別科入学年度の入学 金分を免除する。

(2) 授業料その他の学費 (1 年次生)

項目	各学科	備考
授業料	630,000	
在籍料	60,000	
教育充実費	240,000	
実習費	50,000	

授業料その他の学費 (2 年次生)

項目	各学科	備考
授業料	630,000	
在籍料	60,000	

教育充実費	240,000	
実習費	50,000	

別表第 6

科目等履修生納付金

(単位：円)

項目	経営科・英語科	備考
選考料	10,000	
登録料	20,000	
科目等履修費（1 単位）	15,000	